

論 文

財政学はなぜ移民を論じるべきなのか？

— 隣接領域における議論の限界と「貢献論」の問題を踏まえて —

掛貝 祐太[†], 早崎 成都[‡]

要 旨

在留外国人の増加が目立つ中、財政学において移民を取り扱う研究は僅少である。本稿は、そのような中で、財政学が移民の問題に取り組むべき理由、そして翻って移民の問題に取り組むことで財政学が何を再考すべきなのかを検討する。社会科学の諸領域においては、断片的ながらも移民と財政の関係が論じられてきた。とりわけ、影響力を持っているのが、移民が受け取る財政的な受益と移民が支払う税負担に着目し、移民が財政に貢献するかどうかでその是非を判断しようとする思考法（移民財政貢献論）である。しかしながら、財政学の原則（租税の無償性、一般報償性）は、このような形で特定の集団や個人の受益と負担を直接結びつける考え方に、批判的視座を提供してきたのであり、それに基づけば財政貢献論に基づかない議論を展開することが可能かもしれない。しかしながら、こうした財政学の原則は、民主主義的な意思決定を経て成立しうるものであり、したがって移民の財政上の取り扱いにおいては民主主義のあり方が問題となる。

1. 「移民」というイシュー自体の重要性の高まり：社会・政治情勢と福祉国家論へのインパクト

移民というイシューが国内外で重要性を増しつつあるにもかかわらず、これまで財政学は、移民について十分に論じてこなかった。こうしたいわば財政学における「移民の不在」の中で、財政学（あるいは財政社会学）がなぜ移民について論じる必要があるのかを説明し、さらに、移民というイシューに対し財政学が新たな視座をもたらすことができるのではないかという問題提起を行うのが本稿の目的である。

なお、ここでいう財政学は、理論経済学的な分析と対置されるような、制度分析や歴史分析を主として行うものを意味している。むろん、この財政学は理論経済学的な知見を排除するも

[†] 茨城大学人文社会科学部講師 y.kakegai@outlook.jp

[‡] 慶應義塾大学大学院経済学研究科 seit01115115@gmail.com

のではないが、財政をめぐる人々の意思決定を、それらの人々が存在している社会が持つ価値や一見非合理に見える人々の行動をも広く捉えることを意識する¹⁾。広く社会科学を見渡せば、こうした分析が念頭に置く前提や概念は必ずしも共有されているわけではない。しかしながら、そうした前提や概念が有用でありうることを本稿の後半では示す。

加えて、筆者らは、本稿においては移民という言葉を広い意味で用いる。それは一つには、本稿が概論的な問題提起を行うものであり、一国の財政をその国の国籍取得者のものであるとした場合に、そのスコープから抜け落ちてしまう人々を広く捉えることを意図しているからである。したがって、場合によっては「外国人」といった単語の方が適切かもしれない。だが、本稿ではこうした言葉の違いには拘泥しない。実証分析の際に、技能実習生、滞在期間の区別等、細かく区分する必要があるかもしれないが、あくまで分析の見通しを立てようとする議論の段階では、厳密な定義を使い対象を絞ることの弊害さえ存在するとも考えている。さらに、移民自体が厳密な定義や、統計上の捕捉・分類が難しい概念であるということも忘れてはならない²⁾。このことを踏まえれば、「移民」の中で、「外国人労働者」といった特定の対象を抜き出して、分析を行うよう仕向けること自体にバイアスが存在する可能性もあるとさえ言えるだろう。

本節の残りでは、移民をめぐる国内外の議論の変遷を俯瞰し、本論の背景を述べる。周知のとおり、アメリカ、ヨーロッパ等の先進諸国では、移民はしばしば政治的論争の火種となっている³⁾。論争は、単なる文化や宗教の論争にとどまらず、経済政策、社会保障にまで広がり、さらには政治システムの根幹自体が「ポピュリズム」とあいまって、揺るがされる事態に陥っているともいえよう。しかも、オランダやデンマークのような高水準の社会福祉を持ち、リベラルな移民・難民政策を行ってきた国々においてすら、新右翼の台頭によって移民への排外主義は顕在化している(水島, 2006, p.208)⁴⁾。

1) これらの点を意識した分析は、19世紀から20世紀の初頭にかけて影響力を持ったドイツ財政学やそれを批判的に継承した財政社会学を嚆矢として発展してきた。

2) Koser (2016) は、「移民とは誰のことなのか」と題された章で、そもそも移民は厳密な定義や、統計上の捕捉・分類が難しい概念であり、細分化して分類することはむしろ現実の状況を単純化してしまうのが常であるとする。

3) Banerjee and Duflo (2019) は「移民の流入は、世界の最富裕国が抱えるさまざまな問題の中で、単独では最も影響の大きい政治問題であると言えるだろう」(Banerjee and Duflo (2019), 村井章子訳 [2020]『絶望を希望に変える経済学 社会の重大問題をどう解決するか』日本経済新聞出版社, p.21) としている。

4) 水島 (2006) は「『包括的』な福祉国家においてこそむしろ排外主義が生じている、というパラドクス」(p.208) がある、とすら表現している。国によって、移民のインパクトはそれぞれだが、普遍的な福祉国家は最も脆弱であるという主張もある (Sainsbury (2012))。普遍主義は移民への社会保障の給付を保証するものであるが、この給付が移民の労働市場への統合を妨げ、福祉国家の財政問題を悪化させるという理屈である。

こうした現状に加え、欧米では移民問題が歴史的に長い間論点となっていたこともあり、様々な研究が発表されてきた。とりわけ、近年はその重要性に鑑みて、福祉国家論や財政分析の中に移民問題を重要な変数として持ち込むものも少なくない。対照的に日本に関する分析は、個々の社会科学の領域で多くの研究の蓄積があるものの、財政領域での議論は僅少であると言ってよい。

もちろん、財政領域における議論の僅少さはこの問題が重要でないということを意味するわけではない。むしろその重要性は近年とみに増していると言えるだろう。日本はきわめて同質的な国家であり、移民の問題が他国と同じような形で生ずることはないといった幻想とは裏腹に、この30年の間に在日外国人の数は急増し、永住権を取得した外国人の数は令和二年段階で80万人を超えている。政府は、少子高齢化による人口減少に伴う人手不足を補うべく労働力の確保のための外国人の受け入れを積極的に行っており、この数は将来も増加すると見込まれている。また、中長期的にみれば、日本は現在の欧米と同水準のエスニシティの多様化を経験するだろう、という推計も発表されるなど、日本は欧米とは違うのだという日本例外論は説得力を失いつつある⁵⁾。

他方で、政府は一貫してこうした外国人受入政策を移民政策ではないとの立場を取り、日本で暮らす外国人の社会保障や教育の問題を等閑視してきた⁶⁾。要するに、建前と実態の乖離が進んでいるわけである（望月，2019；高谷，2019）⁷⁾。他国の経験を踏まえるならば、日本の現状は無策のままで深刻な問題をもたらしかねない。

こうした国内外の社会・政治情勢の変化を受けて、近年の福祉国家研究は、既存の福祉国家研究において国民国家が前提とされ、移民を説明要因として取り上げてこなかったことを重大な反省点として指摘しつつある。例えばイギリス（帝国）における福祉国家の発展を説明する

5) 例えば、是川（2018）は「日本は1990年代に経験した国際人口移動転換の結果、今後、中長期的に見て欧州諸国の現在の水準とほぼ同程度のエスニシティの多様化を経験するだろう（……）2065年の推計値である12.0%〔筆者註：移民的背景を持つ人口の総人口に占める割合〕は現在の欧州の主要国の下限にはほぼ等しい水準であることがわかる（……）現在の受け入れ水準が続いた場合であっても、日本は移民国家として十分な量の移民を受け入れることになるのであり、「移民の時代——the Age of Migration」において日本は何ら例外的な存在ではないことが明らかになった」（p.24）のように述べている。

6) 高橋・倉地（2022）を参照せよ。

7) この建前と実態が乖離する中で、定住化の阻止という方針をとっているにもかかわらず、「在留資格を持つ者だけでも二七三万人を超える日本に暮らす外国籍者の半数以上が「特別永住者」「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」という定着性の高いビザ（在留資格の別称）を持っているということである（……）彼らは移民と呼べる存在だろう。」（高谷，2019，p.17）との指摘がある。しかし、政府の理屈としては「「外国人労働者」の定住化を阻止しているがゆえに、移民は生じ得ず、彼らの生活を支える政策は必要ないということになっている」（*ibid.*, p.19）がゆえに、「政治的権利だけでなく、日本語教育など移民の生活を支え、日本社会への参加の障壁を取り除く政策は十分取られてこなかった」（*ibid.*, p.19）とされている。

要因として移民を積極的に取り組んだ日野原（2019）は、「福祉国家論の理論上も、産業主義理論も権力資源動員論、福祉レジーム論をはじめとした理論系譜において、移民というアクターの存在に注視した議論が活発に展開されることはなかった」（p.1）と述べている。ダイアン・セインズベリー（Diane Sainsbury）も、2012年の段階で、過去10年間のピアソン（Paul Pierson）、エスピンアンデルセン（Esping-Andersen）、ボノーリ（Giuliano Bonoli）をはじめとする主要な比較福祉国家研究の多くは、移民が福祉国家に与える影響についての現在の議論は、移民から注意をそらしており、引き続き移民を無視していると指摘している⁸⁾。

こうした福祉国家論における移民の不在を乗り越えるべく、日野原やセインズベリーなど近年では様々な研究が発表されてきた。竹田（2017）はこうした状況を鑑み、「今や福祉国家研究は、移民問題・移民政策を抜きにしては論じることができなくなっており、その際の問題設定は、「福祉国家と階級」から「福祉国家とジェンダー」を経て、「福祉国家と移民」へと移行してきている」とすら述べている⁹⁾。こうした議論の位相の変化の背景には、従来の福祉レジーム論が新たなマイノリティとしての移民の貧困について説明することができていない、という事実もある（寺田，2017）¹⁰⁾。端的に言うならば、移民の問題を考察するには、所得といった貨幣的尺度や労使関係のみに焦点を当てるだけでは不十分であることが重要な問題として指摘されているのである。こうした従来の福祉レジーム論が見落としてきた側面に着目することは、これまでの研究で強調されてきた選別主義レジームに対する普遍主義レジームの優位性を再検討し、貨幣的尺度に基づく選別主義・普遍主義という枠組みを乗り越えることにもつながるであろう¹¹⁾。

以上の動向にもかかわらず、冒頭で述べた通り、国内の財政学においては移民についての研究が現状、ほとんど見られない。移民をこのように手付かずにしてきた事情としては、20世紀における財政・福祉国家の発展が、しばしば「国民」概念の動員を伴うものであったこと、21世紀に入って、一つの国民の間ですら、社会保障を巡って合意をし得ない状況にあること（したがって、移民や外国人を対象とすることは一旦議論の射程外に置くことが合理的だとの発想が存在すること）等が関係していると考えられる。ところが、例えば、日本において在日外国

8) Pierson (2001); Esping-Andersen et al. (2002); Armingeon and Bonoli (2006); Sainsbury (2012).

9) 竹田 (2017), p.86.

10) 寺田 (2017) は以下のように指摘する。「移民世帯については国ごとに貧困率の違いがあり、その違いはある程度は福祉レジームの違いと一致するが、それだけでは説明できない可能性があること、また、すべての国で市民世帯と移民世帯の階層化、および国籍やエスニシティにもとづいた階層化がみられるが、市民世帯と移民世帯の貧困率の差は国によって異なり、その違いはレジーム論では説明できない」（寺田，2017, p.79）。

11) ただし、福祉国家か市場か、という論点があるが、移民政治という論点により焦点が移行しているという単純なものではなく、各国のシティズンシップの再定義が深く関連し、ある程度の経路依存性も存在する。こうした状況を水島は「福祉国家の再編成のあり方自体が、移民をめぐる新たな言説空間を創出し、「移民政治」を政治の表舞台にと押し上げた」（水島，2006, p.207）とまとめている。

人の数は上昇傾向にあり、長期的に滞在する人々も増えていく中、このように便宜的に国民のみに対象を絞ることにどれだけの正当性があるだろうか。かくして、財政学は移民の問題を論じる段階にきていると言えよう。

他方で、財政学以外の学問や領域が、移民についての財政問題を論じ切れているかということそうでもない。次節で詳説するが、これまで移民に関する財政問題を（間接的ないしは直接的に）扱ってきた人文・社会科学の諸研究においては、具体的な政策論の蓄積が十分とは言い難く、また、経済学を中心に、移民が財政に貢献するか否かで移民の受け入れや移民に対する公共サービスの受給権を考えようとする傾向が存在する。筆者らは、こうした傾向に対して、財政学が依拠する一般報償性という概念・原則を移民の問題に適用することを考えることで、新たな視点をもたらすことができると考えている。しかしながら、一般報償性を移民の問題に適用する試みは、この概念・原則自体がアプリアリに成立するものではなく、民主主義的な意思決定を踏まえてこそ成立しうるものであることを明らかにする。つまり、筆者らは、財政学が移民の問題に取り組むことで、財政学のポテンシャルが明らかになる一方で、その限界も浮き彫りになると考えている。

本稿は以上のような認識にもとづきながら、1) 財政(社会)学の問題意識が移民を考える上でどのような知見をもたらすのか、2) 移民問題が財政学をどのように活性化しうるのか、この2点についての理論的な検討を、隣接領域、具体的には移民(政策)研究、政治理論、社会学、経済学等における議論を踏まえながら行う。

2. 隣接領域における議論の整理

(1) 日本における移民研究

(a) 日本移民学会における研究動向

本節では、移民(政策)研究、政治理論、社会学、経済学等における議論を概観することでその問題点を整理し、移民についての財政学的な分析が必要であることを示す。初めに、日本移民学会における議論を検討する。日本移民学会は1991年に設立された、移民研究に特化した当時唯一の国内学会である。同学会は1995年から学会誌『移民研究年報』の発刊を重ねてきた。

どのような議論を重ねてきたのであろうか。森本(2008)は「日本における移民研究の動向と展望」と題された論文において日本移民学会年次大会における自由論題報告と、同学会誌『移民研究年報』の研究内容の傾向について、定量的なサーベイを行っており、以下のような特徴を抽出している。

まず、自由論題報告の内容について、そもそも日本国内を対象とする研究(日本・沖縄は18.7%)はそれほど多くない。これは、研究対象として出移民が多くを占めることも影響しているだろう。なお、研究分野は、歴史学・地理学が52.4%で最も多く、社会学・経済学・政治

学が32.1%と次ぎ、社会科学よりも人文学の方が比較的優勢だということが分かる。学会誌の『移民研究年報』についても、研究分野や研究対象地域について、同様の傾向が観察される。さらに、研究手法は文献調査が47.2%、質的調査が22.5%、量的調査5.6%、マルチメソッドが19.1%となっており、比較的、定量的な分析が弱いことがわかる。

まとめると、社会科学よりも人文学中心であり、なおかつ定性・文献調査中心で、日本人移民を対象とするものが多いということである。こうした傾向は2008年以降にもある程度共通しており、日本を対象とするものであっても、先進事例を紹介するタイプの研究や、支援の不十分性の指摘するタイプの研究が多い。したがって、政策論の観点は薄く、日本国内の移民を教育などの場において、どのように包摂するかというような論点についての政策的観点は薄いと言えるだろう¹²⁾。こうした政策論という“空白地帯”は、後述の移民政策学会に引き継がれていくことになる。

(b) 移民政策学会の研究動向

こうした流れの中で、日本移民学会創設の17年後、2008年に創設されたのが、移民政策学会である。学会誌の『移民政策研究』の創刊号で、近藤（2009）は「移民政策学会は、国外移住者ではなく、国内に移住してきた移民の研究が中心となる日本ではじめての学会」であり、「しかも、政策を意識した移民研究の学会である」としている（p.14）。そして、構成員の学問領域としては、法学、政治学、社会学、経済学、人口学、人類学教育学、歴史学、地理学など非常に多岐にわたり、法律家や政策担当者などの実務家も構成員に含みながらの設立となったとしている。

なお、この『移民政策研究』創刊号の段階から、移民の子どもの包摂についても、財源を伴った対処の必要性が認識されていることがわかる¹³⁾。同号収録の佐藤（2009）は、「外国人の

12) 本特集の谷・関根（2022）では日本における外国人の子どもの教育をめぐる財政を取り扱うが、日本移民学会の中で、日本における移民とその子どもへの教育についての議論がないわけではない。拝野（2018）では、日本における「移民の子ども」研究の動向が紹介されている。同論文によると、『移民研究年報』創刊から2017年6月の23号までには、日本に住む移民の子どもに関する論文は9本あり、うち8本は教育分野であるとしている。拝野の整理によれば、1990年代後半から「ブラジル人学校」についての研究が徐々に表れ、当初は概要紹介・意識調査を中心としていたが、そのような施設のコミュニティ機能への注目などもなされるようになった。また、ブラジル以外のルーツの子どもについても、「貧困化」や「大学進学」について焦点化されることが多いという。これらを踏まえた、研究成果の社会的還元的重要性を拝野は指摘するも、具体的な手法としては、移民を題材とした学習教材の開発や、一般市民向け講座などに言及されるに留まっている。したがって、こうしたニーズについて、どう経済的・財政的な実態を伴った保障としていくか、という観点はあまり焦点化されていないといえるだろう。谷・関根（2022）は、こうした課題に取り組んでいると言えるだろう。

13) 教育は地方自治体为中心的な担い手であり、地方財政を考えるうえでは重要なトピックである。この点に関しては、谷・関根（2022）でもとりあげる。

子どもの就学の義務化による財政負担についても議論をする必要がある」(p.48)とし、現在は「外国人の子どもが多い地域ではその教育を専任で行うために、特別に「加配教員」が措置されている」が、就学が義務化されるとなれば、すべての自治体に配置する必要がでてくると指摘している。そして、この「加配についての財政負担の割合は、現在は、国が3分の1、都道府県が3分の2だが、義務化した場合、「加配教員」の財政負担に関する問題が生じる」(p.48)であろうと指摘し、今後の自治体間の格差の拡大についての懸念を示している¹⁴⁾。

このように、『移民政策研究』が、創刊号から政策論に踏み込みながら、財源の不十分さを指摘している点は先駆的なものといえるだろう。しかし、この論考では財源の不十分さに対する「懸念」が示されるに留まり、どのように財源を伴った対処を実現していくのか、あるいは、どのような条件でそれが可能となるのかという点は、まだ十分に議論されているとは言い難い¹⁵⁾。このように、あくまで問題や懸念を指摘するものの、背後にある財政制度の問題の分析が欠けていたり、問題解決をなしうるための理念を打ち出すことができていない、いわば「問題告発型」の研究は、教育の領域に限らず社会保障の領域にも存在している¹⁶⁾。

以上の研究動向に対する批判的な指摘は、移民政策学会の内部からもなされている。駒井(2014)は研究動向を整理した上で、先述の創刊号の特集論文については、移民の受け入れ政策がどのような理念にもとづくべきか、などについての検討が不十分だと指摘する。さらに、その後の二巻から当時の最新刊までの掲載論文についても、多くは個別の事象を場当たりにフォローするにとどまり、基本的な理念と関連させながら議論するという姿勢に欠ける、と批判している¹⁷⁾。

駒井が指摘するような、理念の不在、あるいは理念と関連させながらの議論の欠落、という状況があるなかで、政策面で実際の理念として前景化しだしたのは「多文化共生」という概念(あるいは標語)である。この概念は、2006年に総務省が地域における「多文化共生社会推進プログラム」を策定したことが端緒であると、駒井は指摘する¹⁸⁾。国先導のこのプログラムをきっかけとしてこの概念の認知が広がる一方で、同時に、多文化共生という概念に対す

14) また佐藤は、外国人学校の財源保障に関しても、問題提起をしている。

15) 例外的かつ先駆的な動向として、移民政策学会の設立10周年記念論集の中で、井口(2018)は移民政策の予算を恒久化するために「外国人庁」の設立を提言している(p.126)。同書では、外国人政策が関係法令の改正を伴わず、予算措置として実施され、財源として不安定であったことも問題視されている(p.264)。また、財源論への直接的な言及ではないが、同著では移民政策の拡充にどのようなロビーイングが有効か、というような分析も備えている(pp.214-220)。

16) 例えば、後述する奥貫(2019)でも、明確に外国人への社会保障機能の不十分性が問題にされている。もちろん、財政分析の不十分さ故に、これらの研究の重要性は減じられることはない。むしろ、財政分析の不十分さは財政学者が移民の問題を真正面から取り扱ってこなかったことの結果であり、今後財政学者が取り組むべき課題であるということの意味するとも言えるだろう。

17) また、駒井は移民の二世・三世に対する関心は極めて低いことも指摘している。

18) この過程については本特集の別論文高橋・倉地(2022)でも詳述する。

る疑問や批判も急速に高まったという。「多文化共生」への重要な批判として、低賃金労働力としての外国人労働者への依存に伴う社会的コストを、自治体や地域社会に転化する隠れ蓑となっていないか、という点を取りあげている (pp.222-223)。

こうした「多文化共生」概念の意味内容の曖昧さについての批判は、駒井に限ったものではないし、比較的近年においても有力な批判である。移民政策学会には所属していないが、移民政策についての著作の多い社会学者の樋口は、一般的な理念としての多文化共生と政策用語としての多文化共生にはかなりのギャップがあり、結果として響きの良い標語 (理念としての多文化共生) を隠れ蓑にして、内容が薄く問題を隠蔽するような施策 (政策としての多文化共生) が生み出されてきたことを指摘している (樋口, 2019, p.130)。さらに、より近年に話を向ければ、2016年に技能実習法が制定され、翌年より施行されたが、この技能実習制度も「多文化共生」とはそもそも本質的に馴染みにくい、との指摘もある¹⁹⁾。「多文化共生」はそもそも、すでに日本での生活を築き、今後も生活を続けていくことが予想される外国人をめぐるニーズから生じたものだからである。

つまり、学術上の議論において、移民政策において理念的な側面を深掘りした議論が後景化する中で、実際の政策面では、意味内容の曖昧さなどについて批判のある「多文化共生」が標語として代わりに前景化した、というようにも整理できる。実際の政策は十分な理念的な検討を欠く中で、良く言えば現場の実情に迫られる形で、悪く言えば場当たりに展開していったといえるだろう²⁰⁾。

結果としてもたらされたのは、明確な理念や権利に裏付けられた施策ではなく、あくまで「恩恵」的な措置としての側面が強く、財源的保障も不安定な移民に対する公共サービスである。これに当てはまるものとして、例えば、外国人児童を対象とする「特別の教育課程による日本語指導」がある。同制度は2014年から開始されたが、「この新制度は外国人の就学を法的に保障した制度ではなく、「恩恵的」な形でしか就学が許可されていないなかで、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する日本語教育の充実が制度として確立しただけ」(小島, 2015, p.69)であり、「依然として国は、日本に暮らす外国人の就学を法的には保障しないという姿勢を変えていない」(ibid., p.68)と評価されている。また、社会保障全般についても、奥貫(2019)は「たしかに社会保障各法の戸籍条項はそのほとんどが撤廃され、理念上は内外人平等原則が貫かれているものの、生活保護法は限定された外国人にしか利用が認められず、その利用においても、単に「予算措置」の範囲内における準用という不確実・不安定な扱いに終始し、日本人のような「生活保護法上の権利保障」は全く得られない」(p.103)と指摘しており、日本の社会保障機能は146万人の移住労働者に対して実質的に機能していない、と結論付けて

19) 山口は、そもそも技能実習制度について「労働や人権に関する多様で深刻な問題」(p.103)があると指摘している (山口, 2018, p.103)。

20) 政策が場当たりに展開されてきた事に関しては、高橋・倉地 (2022) の議論を参照せよ。

いる。これらの議論は、移民政策学会の議論の特徴としても先述したように、移民に対する公共サービスの不十分性を指摘する「問題告発型」の研究成果としては機能しているだろうが、どのように経済的・財政的な基盤のもとにそうしたニーズの充足が行われうるのか、という点は明らかとなっているとはいえないだろう²¹⁾。

こうした趨勢を踏まえると、次に浮かび上がる未解決の課題は、①移民に対する公共サービスについての理念的な問い直しをしつつ、②財源・経済的な保障を伴った移民政策はどのようにして可能となるのか、という点である。次節では、まず前者について検討する。

(2) 政治理論における多文化主義の議論

政治理論において、移民や多文化主義に関する規範的な議論をリードしてきた代表的な論者の一人として、キムリッカ (Will Kymlicka) が挙げられることに異論はないだろう。キムリッカの初期理論は、80年代後半以降に様々な文化的背景の持つ集団が共存することを正当化するリベラルな多文化主義が台頭する端緒を開いた (飯田, 2020, p.4)²²⁾。

キムリッカの初期理論における、多文化主義の正当化は二つの命題に整理される。第一には、「すべての市民が豊かで有意義な選択を行うことが可能となるためには、市民が文化的メンバーシップを平等に保証され、生の選択肢の可能性に平等なアクセスを確保することが正義の基本的な要請である」(ibid., pp.6-7) という点である。第二に、文化的メンバーシップは、「環境」と「選択」という区別のなかでは「環境」にかかわる概念であり、自覚的に「選択」することはまれであるため、自らの文化的メンバーシップを維持するために、主流派文化のメンバーが払う事のない追加的コストを払うのは、正義の要請に反している、という点である (ibid., p.7)。

こうした立論をふまえ、飯田 (2020) は、キムリッカ理論の最大の功績は具体的提言の妥当性よりも、既存リベラリズム批判という抽象的な理論的レベルでの議論の転換にあるとしている。だからこそ、キムリッカが具体的なレベルで展開した議論には深刻な批判が生じたが、なお、多文化主義の正当化論は比較的近年まで影響力を持ちえた、というように評価している²³⁾。

飯田によれば、キムリッカに対する具体的なレベルでの批判は、二つの論者によるものが挙げられるという (飯田, 2020)。第一に、スーザン・オーキンによるものである。彼女は、少数派集団内部、とりわけイスラム教の中での女性 (内部少数派) に対する抑圧などを例に出し

21) 例外的な研究として、若山 et al. (2020) では、多文化共生政策の重点化に影響をもたらしうる、首長や議員の行動や党派性について検討している。

22) キムリッカ自体の著作については、例えば、Kymlicka (2007) を参照。

23) 飯田 (2020) は、キムリッカの立論についての、より理論的なレベルでの批判として、チャドラン・クカサスなどによる個人主義的な立場からの批判などもあったが、批判理論は理論として支配的地位にはいたらなかったと評価している。

ている。たしかに、マジョリティとマイノリティという（抑圧）関係は、ジェンダー、エスニシティなど複数の次元をめぐって交錯しながら存在するものである²⁴⁾。そして、オーキンはフェミニズムと多文化主義の両立不可能性を指摘した²⁵⁾。これには、オーキンの出している例が極端すぎるとの再反論もあったが、いずれにせよキムリッカは両立可能であるとの立場をとった。第二に、ジョセフ・カレンスによるものである。彼は、キムリッカ理論では周延的な扱いを受けている不法移民に着目している。カレンスは、不法移民について予期される今後の滞在期間の長さに応じたシティズンシップの付与を行うべきであるとし、彼らの子孫である移民二・三世の教育の権利を主張した。この点については、キムリッカ側は十分に応答しておらず緊急の課題として残るとされている。

こうした議論の展開を踏まえ、リベラルな多文化主義は、理論的な次元での議論とは異なった批判を受けながら、結果として大きな発展と深化を遂げてきた。つまり、多文化主義理論に対しては、それが直面すべき政治的事実の実態という、理論ではなく事実に根ざした批判が可能なのだとされている (ibid., p.33)。そして、むしろリベラルな多文化主義理論においては、理論的な整合性の問題だけではなく、経験的な妥当性が理論の適切性を保証するために不可欠の要件なのだとされる (ibid., p.33)。前節では、日本の移民研究をめぐる政策論の中では、理念や規範論との接合が要請されていることを確認したが、半面では、リベラルな多文化主義をめぐる規範的な議論においてはむしろ、経験的な妥当性が理論の正当性をかたどってきたことがわかる。しかし、多文化主義をめぐる議論の中で、経済的・財政的な実体をもった政策論がどのように展開されるべきか、十分に検討されてきたとは言い難い。こうした点を踏まえると、多文化主義という規範レベルの議論を考えるうえでも、社会科学的な接近方法もまた重要であるといえるだろう。そのため次節では、経済学・社会学において、どのような議論が展開されてきたかを検討する。

(3) 経済学・社会学における「移民財政貢献論」の存在

これまでみてきたように、従前の移民研究が具体的な政策論（とりわけ財源・経済的な保障

24) 傍論であるが、ジェンダーとエスニシティの交錯をめぐり、デンマークで観察されるという「ジェンダー平等パラドックス」という現象は興味深い（竹田，2017）。そこでは、デンマークにおける「新たな右翼」がムスリムの排斥を主張するために、「ジェンダー平等」という西洋的価値観を強調し、にわかには右翼がジェンダー平等を主張しだす、という現象である。つまり、マジョリティが少数派の排斥のために逆説的に「内部少数派」を取りあげる、ということもありえるのである。

25) 実際に、竹田（2017）が指摘する通り、北欧のようなリベラルな共働き社会で、ムスリム圏の家父長的な文化と、それに基づく男性稼ぎ主モデル的な就労のあり方がどこまで受け入れ可能であるのか、というのは政治的な問題となっており、これらを踏まえながら、いかに社会保障のレジームを維持するのか（あるいは修正するのか）、という点は財政・社会保障を考えるうえでの課題となっている。

をどうするかという点も含め)をうまく発展させられないなかで、結果的に、「移民がホスト社会の財政や経済に貢献するか、それとも財政にとって負担になるのか」という分析視角が、政策的なメッセージとして根強い影響力を持ってきた。この分析のフレームワークは「移民財政貢献論」とでも呼ぶべきものである。貧しい国からやってきた移民が福祉や医療目的で入国し、国の社会保障制度を搾取しているという言説はもはや保守や右派の十八番とも言うべき議論である。こうした言説に対し、移民は若年期には労働参加を通じて税・社会保険料を支払う一方、老齢期に入ると帰国するため、トータルでは財政に貢献しているというような分析も展開されている。それでは、こうした分析に基づき、移民が財政に貢献しているならば是とし、そうでないならば移民は望ましくないと判断することは妥当だろうか。筆者らはこのような判断は妥当ではないし、翻って「移民財政貢献論」的な分析がこうした判断を招きかねないという意味で、既存研究の議論がこの論点に集中していることを問題だと考えている。本節以降では、この「移民財政貢献論」の社会科学領域における発展と、それが持つ二つの大きな問題について論じていく。

こうした「移民財政貢献論」的な視角の基づく分析は、国内外を問わず、経済学の中で多く散見される。比較的近年の書籍に限っても、George Borjas (2016) *We Wanted Workers* や、Benjamin Powell (ed.) (2015) *The Economics of Immigration* や、国内であれば、友原章典 (2020)『移民の経済学 雇用、経済成長から治安まで、日本は変わるか』などが挙げられるだろう²⁶⁾。あるいは、2020年度の日本財政学会大会は、財政学領域においてほぼ初めて移民に焦点を当てた企画シンポジウムが開催されたが、同報告も「移民財政貢献論」の視角が大いに反映されたものであった²⁷⁾。

とりわけ、ジョージ・ボージャス (George Borjas) は、アメリカの経済学界において、移民に関する議論をリードしてきた存在の一人である。ボージャスについては、「移民の受け入れがアメリカ人 (特に低技能労働者) の賃金に与えた影響に関する議論は1990年代から2000年代半ばまで (……) デービッド・カード (David Card) とボージャスを中心に展開されてきたと言っても過言ではない」(志甫, 2019, p.216) というような評価まで存在する²⁸⁾。ボージ

26) 例えば、友原 (2020) は「本書では、移民受け入れについて、道義的な観点からの議論をしない」(p. iv) と宣言し、「海外研究でも、経済的な損得勘定が、移民賛否の重要な要素となる」(p. iii) としながら、同書を、経済学の研究蓄積に基づき、社会の改善する要素と悪化する要素を洗い出すものとして位置づけている。論文レベルであれば、例えば、神野 (2015)、近藤 (2007)、三好 (2000) などが明確に、「移民財政貢献論」と呼ぶべきフレームワークを示している。

27) この点は次節にて詳述する。

28) 例えば Banerjee and Duflo (2019) でも、ボージャスやカードの議論を援用しながら、移民がホスト社会への賃金水準に与える影響についてどのように経済学で議論されてきたかが整理されている。彼らのような比較的リベラルとされる主流派経済学者が、こうした「移民財政貢献論」(ここでは財政というよりは経済だが) に近い問題設定自体には、異を唱えているわけではないことは重要であるように思われる。

ヤスの成果は、移民受け入れがアメリカの国民経済全体に正の影響をもたらすという「通説」に疑問を呈する定量的実証研究が多く、移民受け入れ懐疑派として見なされることが多い。ただし、学界においても常にボージャスの主張の妥当性が支持されてきたわけではないといわれる (ibid., p.216)²⁹⁾。低技能労働者の移民が10%増加するごとに、3~4%の賃金下落があるとするボージャスの主張に対して、カードは賃金を引き下げる効果はほとんどなく、あっても僅かであると主張している。この論争に対して、ジョヴァニ・ピエリ (Giovanni Peri) は、ボージャスのモデルを修正し、移民が同じような技能でも、アメリカ人にはないアイデアを持つ可能性を想定すると、経済に正の影響があることを示している (志甫, 2019)³⁰⁾。

また、このような分析を行っているのは必ずしも経済学だけではない。社会学においても、社会保障や年金制度に対して移民が正の影響を与えるか、あるいは負の影響を与えるのかという議論がなされている。例えば、石井・是川・武藤 (2013) はいくつかのパターンの推計を行った上で、「受け入れた外国人は将来、高齢化して年金等の受給者に回る一方で、家族呼び寄せや出生行動等は新たな社会保障の支え手を生み出す原動力ともなっている」と指摘し、「したがって、外国人受け入れに関する社会保障への影響評価については、これら全ての影響を織り込んだ長期的な評価を行うことが具体的な施策の議論にとって極めて重要である」と結論付けており、ボージャスやピエリの研究と同様の性格を持つ研究と言えらる (p.65)。

こうした研究の第一の問題点は、移民が財政に貢献している否かの結果は、結局のところ何をモデルに組み込むか、によって大きく結果が変わってくるということである。不確かな結論

29) ただし、ボージャス自身は、移民政策を決めるうえでは価値観とイデオロギーが切り離せないとしつつも、彼の研究成果をもとに「移民懐疑派」ないし反移民派と見做されることへの抵抗感を示し、そして彼自身が経済的観点のみから移民の受け入れが決められるべきだと考えているわけではないし、低技能移民を全く受け入れるべきではない、と考えているわけではない、と付け加えている (Borjas (2016), 岩本正明訳 [2017]『移民の政治経済学』, 白水社, p.215)。しかし、このような、実証的な分析と価値尺度にかかわる議論は別だ、という反論を踏まえてもなお、「移民財政貢献論」で問題としているのは、むしろ実証的な分析の方法論に埋め込まれた価値観の方であり、この批判への十分な回答となっているわけではないだろう。パウエル (Powell) 編の『移民の経済学』における「第3章 移民の財政への影響」でも文末で「本章は、移民の財政への影響に基づいて、移民のメリットを判断することはしていない。(……) 移民とその子孫の主な価値がその個人の純貢献の大きさに決まるといった世界観は、根本的に欠陥があり (……) 移民の財政面での影響は、適切な評価尺度でなく、移民政策の賛否を議論する根拠として特に意味があるものでもない」と締めくくられている。しかし、こうした政策的含意と価値観についての“留保”をつけることが、非明示的に問題設定に埋め込まれた価値観・政策的含意に対する批判を無化する、とはいえないであろう。(Powell, Benjamin (ed.) (2015), 藪下史郎, 佐藤綾野, 鈴木久美, 中田勇人訳 [2016]『移民の経済学』東洋経済新報社, p.87)。

30) 志甫 (2019) は「ボージャスのカードやオッタヴィアーノ=ピエリの研究成果に対する批判が一方的である点にも留意が必要である。多くの経済学者によって、ボージャスの側に存在する恣意性や誤りが指摘されており、本書におけるボージャスの主張を鵜呑みにするのは危険である。」(p.217) と指摘している。

しか導けない以上、「貢献論」的な定量的な分析のみから、安易に政策的含意を引き出すことには慎重であることが求められる。

とはいえ、以上のモデル設定の問題は数量的評価を行う際には避けることのできないものであることは筆者らも承知している。しかし、こうした議論が無批判のまま受け入れられる状況自体に深刻な問題が隠れている。すなわち、移民が経済や財政に貢献することが唯一の望ましい尺度のように捉えられてしまうこと、そして、そのように問題を考察することが孕む潜在的な意味が意識されないということ自体を批判的に捉える必要があるのではないだろうか。

つまり、そもそも「ある特定のカテゴリーの人々が財政に貢献しているか？」という問い立て自体、一見もっともらしい問いの設定に見えるが、実はそうではない。仮に、「移民が財政に貢献するか」の移民の部分を、女性・障害者・マイノリティに置き換えてみた場合に、問題設定自体が差別性を持つため、すぐさま論争の火種になることは明らかであろう。であるならば、なぜわれわれが移民だけを財政に貢献するかどうかの尺度で躊躇なく判断してしまうのか、そのこと自体を問い直す必要がある³¹⁾。

既存の研究も以上のような問いの立て方を問題視してこなかったわけではない。例えば、ダイアン・セインズベリーは2012年に出版した移民と福祉国家についての研究書の中で、「移民が福祉国家や社会保障制度にどのような影響を与えるか」という従来の研究動向に対して、これからは「国ごとに異なる福祉国家や社会保障制度が移民の権利をどのように保全しているのか、ないしはすることができるのか」に研究の関心をシフトさせるべきだと説いた³²⁾。

福祉国家や社会保障制度は自国民の保障を最優先とするのだから、移民の権利がさほど保障されないのは当然であるし、このような理由で、財政貢献論はあってしかるべきだ、という見方もあろう。移民はシチズンシップを獲得してから、社会権を獲得することが出来るのだとい

31) そもそもなぜ「貢献論」的視角が社会的、政治的にも強まってしまうのであろうか。このことは本稿の課題設定を超えた問いではあるが、政治哲学者のウェンディ・ブラウン (Wendy Brown) は、独特な新自由主義理解を通じてその端緒をつかんでいるように思われる。ブラウンによれば新自由主義とは単なる政策パッケージを指すのではなく、これまで正義や権利といった政治の語彙で語られてきた領域を経済の語彙に置き換えるという、根本的な統治の方法の変化であるという。つまり、政治の「経済化」の問題なのである。例として、リベラルとされるオバマ大統領の一般教書演説における政策論 (移民制度の改革を含む) すらも、経済成長あるいはアメリカの競争力に貢献するという観点から論じられていることに着目している。そして、新自由主義の帰結として「権利そのものが経済化され、意味と応用において明確につくりなおされる」(Brown (2015) 中井亜佐子訳、みすず書房、p.35) と述べている。

32) セインズベリーは理由として、以下の三点を挙げている。第一に、福祉国家が確立されている国において、特に若年層において、人口における外国生まれの人の割合が上昇しているためである。第二に、そもそも福祉国家の存在意義は、リスクまたは権利のいずれかの観点から概念化された基本的なニーズの充足であるが、福祉国家が移民の基本的なニーズをどのように満たしているかについての情報はほとんどないためである。第三に、新しい住民としての移民の社会的包摂は、民主主義の機能を弱めてしまうような社会的・政治的な分裂を抑制しうるためである (Sainsbury 2012, p.3)。

う T.H. マーシャル流の視座を受け入れれば、なおこうした議論は説得力を持つかもしれない。実際、こうした発想は多くの学問で前提とされてきたもので、財政学もその例外ではない。あくまで社会保障や財政の対象は「国民」であるとされてきており、方法論的ナショナリズムが色濃く影響を与えていることがうかがえる³³⁾。

しかしながら、セインズベリーや彼女が依拠する研究はこのようなシチズンシップの上に社会権が初めて成立するという見方に疑念を突きつけている。というのも、欧州では、移民はシチズンシップを付与される前に、社会権を獲得するケースが観察されているからである³⁴⁾。このことは「国民」という概念に依存せずとも、財政や福祉国家を構想し、移民を包摂するための仕組みを考案する手がかりとなる。本稿の3. 財政学として移民研究を行う積極的な意義において、われわれは財政学がこれまで主張してきた原則を活かしつつ、なおそれを批判的に用いることで、財政学が移民に対して何を論ずることができるのか、翻って移民の問題が財政に何を課題として突きつけるのかを考察する。

(4) 普遍主義と選別主義 — 福祉国家制度論

先行研究の検討の最後を締めくくるとこのセクションでは、移民と福祉国家の具体的な制度の関係を問うた研究を検討しておく。

福祉国家研究では長年にわたって、普遍主義と選別主義のどちらが貧困や格差の軽減の有効なのか、社会の統合に寄与するのかという点が議論されてきた。普遍主義とは、年齢・性別・所得などによって給付の条件を限定することなく、すべての人々が給付を受けられるような制度のことを指す。選別主義は、対照的に、所得や年齢で給付対象を制限するような制度のことを言う。これまでの研究は、貧しい人々だけを対象とするような制度が、貧困や格差の軽減を効果的に減少させることができないこと、逆に制度の対象を中間層や高額所得者にまで拡大することで、制度そのものに対する反発が弱まり、結果として低所得者にとっても、よい社会経済的アウトカムがもたらされることが強調されてきた。

こうした福祉国家一般について論じられた枠組みを、移民についても適用する研究が近年ではたびたび見られる。例えば、Spies (2018)、永吉 (2018) は、欧米諸国を対象に、より普遍主義的な制度設計の方が、移民も恩恵を受けられやすいとの結果を提示している。

33) 例えば、神野 (2007, p.151) の一節では「(租税の：筆者注) 無償性とは、反対給付への請求権がないことを意味する。租税を納税すれば、公共サービスという反対給付への請求権が生じるのではないかと思うかもしれない。しかし、公共サービスへの請求権は国民にあり、納税者にあるわけではない。」と述べられており、財政の対象はあくまで国民であるという捉えられ方がなされている。

34) Guiraudon (2000) は行政や司法の領域では移民の権利が擁護されやすいことを指摘している。逆に、国籍や参政権に関わる制度変更については憲法改正など手続き上のハードルが高く難しいと説明している。後述するが、行政は重要な役割を果たしうることを私たちは認めているが、それに加えて民主主義の内実が重要であることを第3章で指摘する。

以上の結果は、それ自体として興味深いものであるが、この結果をすぐさま鵜呑みにするのは早計である。第一に、紙幅の関係から詳細な説明はここではしないが、普遍主義的で規模の大きい福祉国家が必ずしも移民を包摂するわけではない点である。例えばデンマークなどで移民が福祉から排除されているという現実がある³⁵⁾。第二に、日本の問題を議論する際に、こうした図式をそのまま当てはめることが難しい点である。欧米の社会保障制度と日本では、様々な相違が存在しており、欧米の結果で示されたことが、同じように日本でも生じるとは必ずしも言い切れないだろう。

さらに加えるならば、普遍主義と選別主義という二元的な対立軸で問題を議論すること自体に対しての批判も近年では見られる。例えば、Jacques and Noël (2020) は制度が有効に機能するためには普遍主義だけではなく、普遍主義のもとで、社会的脆弱な層や中間層に対してより手厚い給付を行うという「普遍主義の中での選別主義」こそが重要だとの主張を行っている。

これらの近年の研究トレンドは、抽象的な制度設計だけで状況を判断することにつきまとう困難を示している。こうした難点を克服する一つの方法は、それぞれの国々やケースでどのように議論がなされ、ある特定のプログラムをめぐってどのような対立が起き、そしてその中でどのようにコンセンサスが得られたのかを吟味することである。政治過程や政策決定の過程を細かく観察することは、こうした制度論研究を補完する役割を果たす。財政学における財政史的分析は財政領域においてどのような政治的なダイナミズムが生じうるのか、そのことを明らかにするだろう。

3. 財政学として移民研究を行う積極的な意義

(1) 財政学のつかいみち——無償性と一般報償性を切り口として

既に述べたことではあるが、国内における財政学では移民についての議論が盛んであるとは言えない。試みに、日本財政学会の学会誌である『財政研究』(2005～2020)、日本地方財政学会の学会誌である『日本地方財政学会研究業書』(1994～2021)に掲載の論文、さらにそれぞれの学会の大会での学会報告の中に、「移民」を含むものがどれだけあるかを検討した。驚くことだが、掲載論文には移民の名を冠するものが一つも存在しなかった。報告についても、先述の日本財政学会の2020年度のシンポジウムを除けば、日本財政学会の2010年大会で1件、日本地方財政学会の2015年大会で1件存在するのみであった³⁶⁾。あくまで学会のレベルではある

35) 倉地 (2018)。

36) 神野真敏「同化コストを考慮した移民の社会厚生への影響」、第67回日本財政学会年次大会；倉地真太郎「租税合意と移民統合－反税運動から移民排斥運動への変化に着目して」、第23回日本地方財政学会年次大会。

ものの、このように財政学研究において移民は積極的な取り扱いを受けてこなかったと言えよう。

このことを踏まえた上で、財政学の研究蓄積や問題意識は移民問題についてどのような示唆を与えるだろうか。既に見たように、政策上の議論、隣接する社会科学諸領域における議論では「移民財政貢献論」が有力な立場にある。財政学も同じように「移民財政貢献論」を支持するものだろうか。否、財政学が租税や財政を規定する際に用いてきた租税の無償性、一般報償性といった概念からは「移民財政貢献論」は導けない。むしろ、我々はこれらの概念を用いることで、「移民財政貢献論」に批判的な視座を与えることが出来ると考えている。

まず、無償性と一般報償性の一般的な定義から説明しよう³⁷⁾。租税の無償性は、租税を支払うことが政府から何らかの給付を受け取る権利を発生させることを意味するわけではない、ということを示す概念である。市場における料金は、それを支払うことで何らかの対価を得る権利を発生させる。ところが、財政における租税の支払いはそのような権利を発生させない。一方で、一般報償性とは、租税を支払うことがその額と同等の給付を政府から受け取る権利を意味する（個別報償）わけではなく、あくまで納税者は政治的に決定された公共支出が生み出す「一般的」な利益を受け取るに過ぎないということを示す概念である。

これらの概念は一見空論のように見えて、財政上の諸制度の多くを説明するものである³⁸⁾。例えば、生活保護を受給する人々には財政上の貢献は求められていないし、低所得者が公共サービスを多く利用しようとすることは法制度上の規定を破らなければ咎められるわけでもない。また、累進的な税制のもとでは、高額所得者はより多くの税負担をすることが求められており、それに応じて受け取る給付が増えるというわけではない³⁹⁾。

数多の財政学の教科書で掲げられているこれら二つの概念による租税の規定は「移民の租税負担と彼らが受け取る給付額が一致すべきである、あるいはそうでなくともそのギャップが小さくあるべきだ」というような考え方に真っ向から反対するものである。なぜなら、これら二つの概念規定によれば、租税の支払いは政府からの給付を受ける前提条件でもない上に、支払い税額以上の給付を受け取ることは否定されていないからである。

急いで付け加えるならば、財政の中には、社会（医療）保険のような負担と給付の間に一定程度の関係を持たせる性格を持つものも存在する。しかしながら、社会保険においても個人々人

37) 定義については、例えば神野（2007）、p.8、p.151；高瀬・佐藤（2020）、p.36を参照。租税法・財政法の観点からの整理として、藤谷（2017）を挙げておく。

38) 急いで付け加えておくと、本論文ではこれらの原則は単に受益と負担の不一致という「状態」を説明するものとして捉えるのではなく、規範的な意味合いを持つものとして捉える。このことを明瞭に示したものとして（必ずしも全く同一のタームを使用しているわけではないが）藤谷（2017）を参照されたい。

39) ただし、「ふるさと納税」に代表されるように、この一般報償性に反する（それゆえに批判の多い）税の使われ方も現実には存在する。

が受け取ったサービスや給付の価値額と支払った税額の一致や大小は問われないということはここで触れておくべきだろう。他人と比べ医療サービスをより多く必要とする人が、その分だけ医療保険の支払い額を増やされるという関係にはないことを想起すればこのことは容易に理解されよう。

以上見てきたように、財政学がこれまでに唱えてきた原則は、「移民財政貢献論」に対抗しうる新たなヴィジョンを提示するように思われるのである。ところが、このように租税の無償性や一般報償性を取り上げることが新たな難題を引き起こすことに留意しなければならない。それは、租税の無償性、一般報償性は無前提には成立せず、民主主義を媒介として成立するものであるということに関わっている⁴⁰⁾。市場・私的領域における交換と異なるような原則が財政領域で成立するのは、それが民主主義的な手続きを経て承認されることによる。逆に言うならば、政治の場で、次の二つのパターンの意思決定がなされることは十分にありうる。第一に、こうした財政における原則をそもそも放棄してしまう場合である。第二に、特定の人々にはその他の人々に適用されている原則を認めないという判断をする場合である。

より詳細にこの二つの場合を記述すると以下ようになる。第一に、そもそも一般報償性・無償性自体が実際に政治的に承認されない場合である。国民同士のレベルでも、生活保護受給者に対するバッシング等が見られるなど、給付と税負担を貢献論のような形で直接的に結び付けて理解する議論が蔓延する場合もある。また、こうした構図が移民など特定の階層への嫌悪感を媒介としてさらに増幅してしまうケースもある。例えば、アメリカにおけるミーンズテスト型の福祉政策に批判的な人々のうちの大半が移民や有色人種に対する嫌悪感を持っていることが研究によって指摘されている⁴¹⁾。第二の点は、端的に言うならばシチズンシップがないような人々には、国民とは別の取り扱いを認めてもよく、移民に対しては財政上の貢献を求めることは妥当であるとするような意思決定がなされる場合のことを指している。

要するに、一般報償性や無償性が民主主義に支えられることによってしか成立しない以上、民主主義のもとでの意思決定の結果次第では、移民財政貢献論が選択され、移民の給付の権利が保全されないという事態が発生しうるのである。無償性や一般報償性といった財政学のこれまでの原則や規定を活かしながら、移民問題への研究上の何らかの貢献をなすためには、こう

40) 給付と負担の不一致は、民主主義以外の政治体制、例えば権威主義体制の下でも、成立しうる可能性はある。そのようなケースが存在しうることも含めれば、民主主義という語の代わりにより幅広く政治的な意思決定という語を用いる方が正確であろう。ところが、そもそも予算の決定に関わる権利が著しく制約されている状況とそうでない状況とで、一般報償性や無償性を同じように取り扱うべきかどうかは悩ましい問題である。本論文では問題をある程度単純化するため、民主主義体制を念頭に置いて議論を行う。もちろん、民主主義自体、実は多面的なものであり、一般的に民主主義と言われる国々がある指標において、民主主義的でないと見ることができるという点を考慮すれば、より詳細な検討が必要と言わざるをえない(Dahl (1971); 前田 (2019))。これについては今後の課題としたい。

41) Gilens (1999).

した批判や難点に対して説得的な回答を与える必要がある。以下では、そのための若干の展望を述べておこう。

まず、これまでの政治学等の研究蓄積の中で、シチズンシップが給付の権利のための前提であるというような見解が実は普遍的なものではないということが指摘されつつあることを強調しておく必要がある⁴²⁾。例えば、ヨーロッパでは、移民がシチズンシップを獲得する前に、社会権を獲得しているケースが散見される。さらに、中央政府レベルの制度では、移民が排除されていても、地方自治体が独自に行っている施策では移民をむしろ包摂するような動きが見られる⁴³⁾。こうした例においてはしばしば政治的な要因や行政・NPOの役割が重要だとされている。特に、地方自治体レベルの活動は、日本において重要な意味を持つ。というのも、中央政府は移民・移民政策は存在しないとのスタンスを取ってきたため、移民の財政ニーズの充足は地方自治体主導で行われてきたからである⁴⁴⁾。こうした地方自治体の動きは、移民財政貢献論で説明がつくことではない。なぜ地方自治体は、外国人に固有のニーズを充足しようと行動しているのか。一つの手がかりは、財政支出の対象を国民ベースで考えておらず、「住民」ベースで考えているという点である。試みに、愛知県が出している「あいち多文化共生推進プラン2022」のウェブページを見てみると次のような記述が書かれている⁴⁵⁾。「(プランの:筆者注) 策定にあたっては、地域における課題や現状、外国人県民・日本人県民双方の県民ニーズを把握し、皆様からの幅広い意見を取り入れ、施策に反映させました。」ここでは、日本人と外国人を県民として把握し、それぞれが持つニーズを充足させようとする姿勢が見受けられるのである。

このように「住民」をベースとして、財政を構想し直すことは、財政学や隣接諸領域の学問が持ってきた方法論的ナショナリズムを克服するための第一歩にもなる。そしてそのことは、財政民主主義の概念を活性化し、体系だった形で移民の財政上における権利を保全するための

42) Guiraudon (2000)。

43) 倉地 (2017)。

44) 日本における移民に対する政策の概観として、Eric Chungの以下の一節は簡潔にして的を射たものである。「国家の移民政策および市民権政策が制限的であるために、常に変化している状況に適応するためには国レベルでも地方レベルでも政策を実行の際には弛めなくてはならなかったのだ。日本政府は労働需要に見合うために法の抜け穴を作って非熟練の移民労働者を裏口ならぬ横の勝手口から入れ、他方で日本は移民国家ではないという外観を維持し続けた。国家レベルの移民編入プログラムがない中で、地方政府と市民社会組織は自らが中心となって、臨時の移民統合プログラムやサービスを通じて、移民が新たなコミュニティに適合していくための援助を行わなくてはならなかった。その過程で、外国人住民は地域コミュニティに貢献する地域住民として、社会サービスや社会的認知を得られるようになった。」(Chung (2010), 阿部温子訳 [2012] 『在日外国人と市民権—移民編入の政治学』, 明石書店, p.39)

45) 愛知県ホームページ「「あいち多文化共生推進プラン2022」を策定しました」[<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/plan2022.html> (2021年5月9日閲覧)]

方途を示すことにつながるのである⁴⁶⁾。

(2) 財政民主主義による移民の包摂

先にみたように、無償性や一般報償性を成り立たせるためには(財政)民主主義に基づいた意思決定が必要であり、結果的に誰がどれだけ受け取るのか、も民主主義のあり方次第で変容する。それではそもそも一体、民主主義とは何を指しているのか。方法論的ナショナリズムはこの点についても影響を色濃く残しており、民主主義は国民ないしは国籍取得者の範疇で成立するものであるという理解が標準的であるとさえ言える。こうした状況に異論を唱えた一人が、政治哲学者のセイラ・ベンハビブ (Seyla Benhabib) である。ベンハビブは「民主的な支配がさまざまな構成的幻想、たとえば国民の同質性や領土の自己完結性といったものにもとづいてきたこと」を確認しながら、「今日とりくむべき課題は、これらの幻想に頼らずに民主的な声を表明しなおすことである」と述べている⁴⁷⁾。

高谷 (2019) は、ベンハビブの民主主義理解を「住民」の概念を用いて解釈している。高谷は、ベンハビブの著書である『他者の権利』を引きながら「政治的権利を「住民の権利」として捉える発想は、民主主義の原理にもとづいている。民主主義とは、理念的には、社会に属するすべての人びとが法の形成に参与し、同時に、彼ら全員がその法に従うことを意味する(『他者の権利』)。つまりそこでは、法をつくる者とその法に従う者の範囲は一致している」と述べている⁴⁸⁾。ところがその後ですぐに高谷は、「国籍をもたないがゆえに政治的権利も認められていない移民の存在は、民主主義社会にとって矛盾した存在である。彼らは、法の形成には参与しないが、法には従わなければならない。移民とは民主主義社会の内部に暮らしつつも、その民主主義の「外部」に位置づけられた存在なのである。この矛盾を完全に解消した国は残念ながら存在しない(……)」と指摘する⁴⁹⁾。このことは理念としてありえるはずの住民概念に基づく民主主義が、現実には、国籍・国民をベースとするものにとってかわられてしまっていることを示唆している。

しかしながら、少なくともヨーロッパにおいては、国籍・国民を基礎とする民主主義の理解を部分的に変えようとする試みがなされてきた⁵⁰⁾。その一つは、EUによって国家を相対化させつつ、政治参加を出身国がどこであるかにかかわらずできる限り認めようとする営為である。いまひとつは国政レベルで参政権の付与が難しくとも、地方レベルではそれを認めようとする

46) 財政民主主義は、国民、ないしその代表者である議会による、財政についての民主主義的なコントロール、としてかつては定義されることが一般的であったが、民主主義理論の発展に合わせてより広い意味での再定義化も模索されている(掛貝, 2020)。

47) Benhabib (2004), p.157.

48) 高谷 (2019), p.10.

49) Ibid.

50) Benhabib (2004).

動きが見られることである。

われわれの関心からするならば、こうした参政権付与がどのように移民の財政上の権利の保障に結びつくかが重要である。移民は政治的に辺縁に位置付けられその役割も過小評価されてきたが、国によっては、政治過程において影響力を発揮するケースも見られる。例えば、アメリカでは1970年代には、エスニックマイノリティや移民の出自を持つ政治家が輩出されるようになり、移民は立法過程へのアクセスを得られるようになったという⁵¹⁾。一方、スウェーデンでは1970年代中盤以降、移民の背景を持つ人々が審議会のメンバーとして選ばれるようになったことで政策決定過程に影響を与えることになり、また、移民自体がアジェンダを設定する場合も見られるという⁵²⁾。したがって、ケースバイケースではあるものの、移民の財政上の権利保障の上で、参政権を保持することが移民にとっての一つの手段になることは間違いないだろう。

翻って日本を見るならば、参政権は地方レベルですら現状として認められていない。であるならば、移民の財政上の権利はどのようにして保障されるか。現状では、その担い手は地方自治体や非営利・非政府組織ということになるだろう。実のところ、地方の行政が移民のニーズの充足に積極的な役割を果たしていることが明らかとなっている。もちろん、政治的権利を欠いた状態は不十分ではあるものの、地方自治体、特に地方の行政がこうした役割を果たすことに意義を認める必要がある。行政組織のメンバーは、選挙で選ばれるわけではないが、地方における公共サービスの供給を直に担う極めて重要な存在である。民主主義の発展と行政の発展が相互に関連してきたことを踏まえれば、移民の財政的な包摂に行政が果たす役割は看過することが出来ず、かつ行政は民主主義の主要な一側面を担うとさえ言えるだろう⁵³⁾。

このように見てくると、中央政府レベルでは認められないことが、地方自治体レベルでは認められうるというトレンドが浮かび上がってくる。ポイントは、政治的権利のあるなしにかかわらず、移民の財政ニーズを充足しようとする試みが見られることである。このことは、給付を受ける権利へのハードルは、参政権の付与よりも低い傾向にあることを示唆する。ある場所に住むがゆえに、その人の生活にとって必要なものを、その地域の政治組織が充足するという光景は、まさに財政民主主義の一側面だと考えられる⁵⁴⁾。

51) Sainsbury (2012). pp.267-268.

52) Ibid., pp.269-270.

53) 木庭 (2017), p.40 ; Schmidt-Aßmann (2004).

54) 民主主義とは住民を単位とするものだという理解を徹底すれば、当然、移民も財政上の給付を受け取る権利を有することになるが、先の高谷 (2019) の指摘を踏まえれば、現状の民主主義は移民を排除してしまう傾向にある。ところが、財政ニーズの保障は、政治的権利の付与に先行して行われることがある。フォーマルな政治参加が許されていないから、移民の財政ニーズは保障されないというのではなくて、フォーマルな政治参加や政治的権利の有無にかかわらず、そのニーズを保障しようという動きを読み取ることができる。このような側面こそ、財政民主主義という語で捉えられるものなの

とはいえ、中長期的には、移民が自らの政治的資源を蓄え、自らの権利を拡張し、保障しなければならぬ局面が来るだろう。この問題を考えるにあたっては、多文化主義における民主主義論と現代民主主義理論における移民・マイノリティの議論を検討することが役立つだろう。

2.(2)で見たように、移民やマイノリティの権利を擁護するための規範論として脚光を浴びたのが、リベラルな多文化主義である。しかしながら、リベラルな多文化主義の中で民主主義は議論の中核を占めるに至らなかった⁵⁵⁾。むしろ、民主主義の問題を取り上げたのは、必ずしもキムリッカの立場に与しないその他の多文化主義の論者（こうした論者を含めて現代多文化主義と呼ぶ）であった⁵⁶⁾。

そこで、キムリッカの多文化主義に対するスーザン・オーキンの批判、マハジャンによる熟議についての提案を紹介したい。そもそも、多文化主義の一つのテーゼは、マイノリティを集団として一括りにして擁護するものである。ところが、この主張自体は、「内部少数派」の問題、すなわち集団としてのマイノリティを擁護することで逆にそこに属している個人が抑圧されるという問題に対処できないことを看過するものであるとしてスーザン・オーキンらの批判を受けてきた。こうした「内部少数派」「少数派内の少数派」の問題に対する応答として、熟議の活用が模索されてきた（早川、2020）⁵⁷⁾。早川（2020）は、そうした立場をとる論者としてマハジャンを挙げている。マハジャンは内部少数派の取りうる選択肢として、①許容可能な多様性を限定する方法、②退出権を各個人に保障する方法、そして③熟議による合意を導くという方法を並べている。つまり、③の方法は「異なる民族や文化が理解し合うために相互に議論を提示し合い、理解を深めながら選好を変化させ、最終的には共存へと至る道筋を導き出す」（*ibid.*, p.51）というアプローチである⁵⁸⁾。

こうした問題解決のための熟議という方法はマイノリティ、ないし「内部少数派」の状況改善に本当に寄与するのだろうか。実のところ、この点に関して、様々な批判が投げかけられて

ではないだろうか。

55) 早川の以下の指摘を参照。「リベラルな多文化主義」をめぐる議論の中で（……）デモクラシーをめぐる論点は多文化主義論の中に事実上取り入れられているとも言える。人権や立憲主義の重視は、自由民主主義国家の一般原則でもある。だが、政治的安定や福祉国家との関連、熟議や討議といった現代民主主義論の論点との関係については、必ずしも十分に自覚的な議論が行われてきたとは言えない」（早川、2020、p.43）

56) 飯田（2020）は現代多文化主義に対する民主主義理論の影響を指摘している。

57) 周知のとおり、1990年代はいわゆる熟議的転回が進み、シュンペーターのようなエリート主義的民主主義理解への批判が向けられた時代である。熟議民主主義とは、戦後影響力を持ってきたエリート民主主義理論を批判する形で登場した概念で、より幅広い人々の参加と熟議を政治的な意思決定の中核に加えるものである。

58) ③のような熟議による解決の模索の背景には、熟議民主主義の、文化は保存されるべき本質的存在ではなく、集団間での交流の産物とみならず構築主義的な見解が反映されているという。したがって「熟議民主主義が「相互性」(reciprocity)を媒介にして「選好の変容」を重視している点が、多文化主義との接点においては重要」（*ibid.*, p.51）とされる。

きた。熟議の理論に基づけば、「異なる民族や文化が理解し合うために相互に議論を提示し合い、理解を深めながら選好を変化させ、最終的には共存へと至る道筋を導き出す」というようなシナリオが描かれることとなる⁵⁹⁾。しかしながら、熟議の中で主張を行うには「理由付け」が必要であり、数学的で厳密な論証に近いものからそうでないものまで、提示方法はさまざまな形があり、この「理由付け」の方法が、文化的な相違や現実の権力構造と結びつけられることである(早川, 2020)。例えば、しばしば性差別に基づき、女性の伝達方法が「感情的」「非論理的」と見なされやすく、主張の正当性が不当に疑われやすいのも、この問題の一例であろう。移民についても、言語的なハンディキャップがある場合が多い以上、熟議で不利な状況に立たされる可能性が高いことは想像に難くないといえる。つまり、熟議が結果として、マイノリティの状況改善に結びつかない可能性も十分ありえるということである⁶⁰⁾。

さらに、場合によっては、熟議は「各集団内部の凝集力を高めて他集団との区別を強調する方向に進むため、「集団極化」(group polarization)を引き起こし、各集団が「孤立した熟議」(enclave deliberation)に閉じこもるという可能性」(ibid., p.53)すらある。すなわち、熟議による相互理解や共存、という方向とは逆方向に進む場合すらあるということである⁶¹⁾。ただ、この分極化は悪用される可能性がある一方で、凝集力を持った文化的な「飛び地(enclave)」を持つことがかえって有効な場合もあるという(ibid.)。マイノリティが一定の集団化をはかることで、政治的に有効なアクションをとりやすくなるということである。谷・関根(2022)で検討する、愛知県でのエスニック・マイノリティに対する財源上の保障は、ある意味でエスニック・マイノリティが集住することにより、この「飛び地」として機能し、ニーズが把握されやすくなった事例、と言えるかもしれない。とはいえ、熟議民主主義をストレートに移民に活用しようという試みは困難であることは否定できないだろう。

しかし、財政学の観点からより重要なのは、移民を含むマイノリティのニーズが把握される承認される上での課題や難点、財政学の中の議論ではほとんど意識されてこなかったことである。そもそも、財政学における、財政民主主義という概念についての議論自体、十分に現代民主主義理論との橋渡しがなされているとはいえない(掛貝, 2020)。むろん、京都大学系

59) 早川(2020), p.51。

60) 例えば、竹田(2017)では、北欧における移民に関して、ムスリムの女性が家父長的なバックグラウンドで育っており、多くは稼働能力が低いため、共働き前提の北欧社会ではネイティブ女性との格差が大きい、という指摘をしている。北欧においては、低い労働力率、高い失業率、高い福祉依存者割合といった特徴は、移民の女性だけでなく移民全体の問題ではあるものの、就労支援という財政上のニーズにも「内部少数派」の問題が観察されうるということである。しかし、いずれにせよ、こうした財政上の問題を考えるうえで、どこまで③のような熟議が方法として有効かは疑問である。

61) 民主主義理論などを専門とする政治学者のイアン・シャピロ(Ian Shapiro)も同様に、熟議は、しばしば期待されるように、意見を収斂させる可能性があるだけでなく、差異を表出化させる可能性もあることを述べている(Shapiro(2006), 中道寿一訳[2020], pp.38-39)。

の財政学者らを中心に、明示的にも非明示的にも、熟議民主主義と財政民主主義との接合が模索されてきている (ibid.)。しかし、こうした規範的なレベルでの熟議の難点が十分に意識されているとはやはり言い難いだろう。こうした点は、移民にかぎらず、マイノリティのニーズを把握するうえでの課題として意識されるべきである。

このような熟議の難点を意識した民主主義理論として、闘技民主主義がある。闘技民主主義は、熟議民主主義との決定的な違いとして「いかなるアイデンティティの主張も権力的・排他的な性質を併せ持つとされ、恒常的で永続的な取り直しと現状への抵抗が重視」する側面を持つ (早川, 2020, p.55)。したがって、「特定の対抗的なアイデンティティに依拠して現在の支配や抑圧に抵抗するのではなく (……) 支配的立場を占めるアイデンティティを相対化することが闘技民主主義の戦略となる」という (ibid., p.55)。しかし、闘技民主主義にしても熟議を否定するものではなく、多文化主義という課題においては、リベラル・デモクラシーや熟議民主主義にも接近・あるいは接合可能なのではないかと、というような指摘もある⁶²⁾。

早川 (2020) は、こうした現代民主主義論における議論の状況をまとめて、「多文化主義の問題、特に内部少数派に対する処遇について決定的な回答が見出されているわけではなく、[しかもこれは、今後各民主主義論の交流や制度設計の改善を促せば解決するという問題でもない]」としている (p.60)。そして、このことは、政府と少数派と内部少数派という三つの異なる民主的政治単位にどこまで民主的な自己決定を認めるか、という現代の民主主義論自体からは答えを得ることのできない問題だとする。したがって、こうした規範的な議論の結論の弱さが、政策論においても、移民をめぐる多文化主義の撤退につながりかねない、とする。

とはいえ、早川 (2020) の「制度設計の改善を促せば解決するという問題でもない」という診断もいささか早計のように思われる。そもそも、移民に対する経済的・財源的保障を伴う政策論を行う上では、財政学の視点は欠かせないであろうが、いまだ財政学の中では移民というトピックに言及する研究自体まだまだ少なく、規範的な議論と意識的に接合がなされている研究も十分に蓄積があるとは言い難い。また、実際に、闘技民主主義に対する批判として、制度的裏付けが不足している、という批判はいまなお有効である⁶³⁾。

また、むしろ逆に、制度が規範に先行するという可能性もある。例えば、日本における外国人児童についての教育制度の拡充がそうであるように、理念が曖昧なまま、制度的にはエスニック・マイノリティに対する公共サービスが拡充するというようなケースもある。したがって、規範論から政策論を演繹するのではなく、そうした制度の拡充をめぐる具体的な政治的過程に着目し、帰納的に、そこからニーズの捕捉をめぐってどのような理念や概念が機能したのかを抽象化する形で捉える、という余地もあるのではないかと。こうした視角は、今後の財政学での移民やマイノリティをめぐる実証研究の課題として残るだろう。

62) 田村 et al. (2017), p.110; 山本 (2021), pp.165-166.

63) 掛貝 (2020)。

4. おわりに

最後に、簡単に本稿の議論を整理しておきたい。

まず、1. で示したように、本特集が取り組む「移民」というイシュー自体は、そもそも、政治・社会的趨勢の変化と相まって、福祉国家論の中で近年急激に重要性が高まってきている。しかし、財政学の中では十分な検討がなされてきたとは言い難い。そのため、二章では関連領域における移民についての議論を整理している。

2. 隣接領域における議論の整理 (1)・(2) では、日本において先駆的に移民研究を主題とした日本移民学会における研究動向について政策論が欠如してきたことを示した。その後、移民政策学会の設立により政策論への注目が高まったが、①公共サービス・社会保障機能の不十分さを指摘するある種の「問題告発型」の研究が比較的多くを占め、どのように財源を伴った対策を実現していくのか、という観点は希薄であること、②個別の事象を場当たりにフォローし、基本的な理念と関連させた議論が欠ける中で、概念的に曖昧な「多文化共生」の標語のもとに、権利として概念化されるというよりも現場の実情に迫られる形で制度的に拡充されたこと、を指摘した。

②で指摘されるような概念的な整理について、リベラルな多文化主義をけん引してきたキムリックの議論とそれに対する批判を整理し、規範的な議論の中ではむしろ、経験的な妥当性が理論の正当性を左右する、とされてきたことを示した。

2. (3) では移民研究が、財政面に関する具体的な政策論をうまく発展させられない中で、経済学・社会学のような社会科学の中で影響力を持ってきた“移民がホスト社会の財政や経済に貢献するか”という問題設定（「移民財政貢献論」）について、批判的に検証した。この「移民財政貢献論」の問題として①変数として勘案する指標により、いかようにも結果が異なること、また②そもそも「ある特定のカテゴリの人々が財政に貢献しているか？」という問い立て自体が、マイノリティに対する抑圧として機能しうることを指摘した。

2. (4) では、福祉国家論における選別主義・普遍主義の理論枠組みが、移民の文脈でも適用され、普遍主義の方が移民を包摂しやすいとの結論が得られていることを確認した。ところが、この主張は複雑な制度を利用して実態として移民が排除されているようなケースが十分に捉えられているかわからない上、現状として選別主義的な制度を持つ日本でどのように議論が適用できるのかは判然としない。さらに、近年では、普遍主義の中で特定の層に対する給付を手厚くする「普遍主義の中での選別主義」がより有効だとするというような結論も得られている。これらを踏まえれば、重要なのは制度を抽象化してその有効性を判定することではなく、各国や地域の事例を詳細に検討しながら、特定の制度がどのような政治過程を経て導入されたのか、制度が実態としてどのように機能しているのかを明らかにすることだろう。

3. では、移民について財政学の中で積極的に議論がなされてきたとは言い難いが、財政学の「一般報償性」概念が「移民財政貢献論」に対する批判として機能しうることを指摘している。財政学においては、税負担は給付の可否を決定する条件に必ずしもならず、個人が受け取る現金や現物サービスの価値額の合計がその人の税負担を上回ることが容認される。この財政の一般報償性の観点から言うならば、移民に対してなぜ財政上の貢献が求められるのか、その理由は判然としない。とはいうものの、こうした市場では認められないような原則が成立する背景には、民主主義的な意思決定が存在しており、その決定次第では、移民に対しては財政上の貢献を求めるという結論が導かれかねない。

そう考えてくると、民主主義の内実や理解が移民に対する財政上の給付の提供の是非や規模を決定することになるのであり、その観点から民主主義論の検討を行った。3.(2)では、キムリッカのようなリベラルな多文化主義に対する批判として現れたオーキンの「内部少数派」の問題、それに応えたマハジャンの熟議民主主義の適用を紹介しこの熟議的民主主義がマイノリティの状況改善や「内部少数派」の問題解決につながる可能性もあることを示した。こうしたマイノリティのニーズ把握における熟議の限界は、財政学の中の財政民主主義概念についても再考を促すものであろう。熟議民主主義にせよそのオルタナティブである闘技民主主義にせよ、多文化主義の課題に規範的なレベルでの決着がついているとは言い難い。実際の制度上のマイノリティのニーズ把握は、規範論や概念論に先行する形で進むことも踏まえ、財政における理論と実証の対話が求められるだろう。

付記

本研究は多様性研究会（池上岳彦，掛貝祐太，倉地真太郎，関根未来，高橋涼太郎，谷達彦，早崎成都）による共同研究の成果である。

参考文献

- 飯田文雄（2020）「リベラルな多文化主義の形成と展開」飯田文雄（編）『多文化主義の政治学』法政大学出版局。
- 井口泰（2018）「日本の統合政策—外国人政策の改革の展望と課題」移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会（編）『移民政策のフロンティア 日本の歩みと課題を問い直す』121～126ページ。
- 石井太・是川夕・武藤憲真（2013）「外国人受入れが将来人口を通じて社会保障に及ぼす影響に関する人口学的研究」『人口問題研究』第69巻4号，65～85ページ。
- 奥貫妃文（2019）「第4章 社会保障—「外国人性悪説」を超えて」高谷幸（編）『移民政策とは何か 日本の現実から考える』人文書院，81～105ページ。
- 掛貝祐太（2020）「財政民主主義についてのサーベイと概念的多面化への試論 利害の多様性を前提とした財政民主主義へ」『生活経済政策』第287号，28～38ページ。
- 倉地真太郎（2017）「反税運動と移民排斥運動にみる福祉ショービニズム—デンマークにおける「租税同意」の歴史的経緯から考える」塩原良和（編）『社会的分断を越境する』青弓社，174～195ページ。

- 倉地真太郎 (2018) 「デンマーク国民党による排外主義的福祉・税制 2004年税制改革をめぐって」『北ヨーロッパ研究』第14巻, 1～11ページ。
- 小島祥美 (2015) 「特別の教育課程導入と外国人児童生徒の教育」『移民政策研究』第7号, 56～70ページ。
- 駒井洋 (2014) 「日本における移民研究の成果と課題」『移民政策研究』第6号, 219～233ページ。
- 木庭顕 (2017) 『笑うケースメソッドII 現代日本公法の基礎を問う』勁草書房。
- 是川夕 (2018) 「日本における国際人口移動転換と其中長期的展望: 日本特殊論を超えて (特集 移民政策のグランドデザイン)」『移民政策研究』第10巻, 13～28ページ。
- 近藤敦 (2009) 「なぜ移民政策なのか」『移民政策研究』第1巻, 6～17ページ。
- 近藤尚武 (2007) 「国際労働移民にかんする一考察～近年の国際労働移民の概観と受入国への経済的影響について～」静岡産業大学論集『環境と経営』第13巻第1号, 47～55ページ。
- 佐藤郡衛 (2009) 「日本における外国人教育政策の現状と課題」『移民政策研究』第1巻, 42～54ページ。
- 佐藤進・伊東弘文 (1995) 『入門租税論—改訂版—』三嶺書房。
- 志甫啓 (2019) 「ジョージ・ボージャスの『移民の政治経済学』書評」『移民政策研究』第11巻, 216～217ページ。
- 神野直彦 (2007) 『財政学〔改訂版〕』有斐閣。
- 神野真敏 (2015) 「社会保障における移民受け入れの純便益分析—異なる年金方式のもと同化コストの影響を考慮して—」『尚美学園大学総合政策論集』, 第21号。
- 高端正幸・佐藤滋 (2020) 『財政学の扉をひらく』有斐閣。
- 高谷幸 (2019) 「序章—移民社会の現実を踏まえて」高谷幸 (編) 『移民政策とは何か 日本の現実から考える』人文書院。
- 高橋涼太郎・倉地真太郎 (2022) 「「移民政策」なき教育財政—外国につながる住民に向けた地方財政制度の視点から—」『立教経済学研究』第75巻第4号, 31～57ページ。
- 竹田昌次 (2017) 「北欧福祉国家と移民政策: ジェンダー平等政策との関わりで」『総合政策論叢』, 第8巻, 85～102ページ。
- 谷達彦・関根未来 (2022) 「移民の子どもの教育支援における財政措置のあり方—愛知県と豊橋市の事例からみた問題提起—」『立教経済学研究』第75巻第4号, 59～82ページ。
- 田村哲樹, 松元雅和, 乙部延剛, & 山崎望 (2017) 『ここから始める政治理論』有斐閣。
- 寺田晋 (2017) 「何が移民の貧困をもたらすのか EU 諸国における移民の福祉の比較分析」『福祉社会学研究』第14巻, 75～94ページ。
- 友原章典 (2020) 『移民の経済学 雇用, 経済成長から治安まで, 日本は変わるか』中公新書。
- 永吉希久子 (2018) 「福祉国家は排外主義を乗り越えるか—福土愛国主義と社会保障制度研究」樽本英樹 (編) 『排外主義の国際比較—先進諸国における外国人移民の実態』ミネルヴァ書房, 149～176ページ。
- 拝野寿美子 (2018) 「日本における「移民の子ども」研究の動向」『移民研究年報』第24巻, 35～40ページ。
- 早川誠 (2020) 「多文化主義とデモクラシー」飯田文雄 (編) 『多文化主義の政治学』法政大学出版局, 41～72ページ。
- 樋口直人 (2019) 「多文化共生—政策理念たりうるのか」高谷幸 (編) 『移民政策とは何か 日本の現実から考える』人文書院, 129～144ページ。
- 日野原由未 (2019) 『帝国の遺産としてのイギリス福祉国家と移民—脱国民国家化と新しい紐帯』ミネルヴァ書房。
- 藤谷武史 (2017) 「租税法と財政法」中里実・岡村忠生・米田隆 (編) 『現代租税法講座第1巻 理論・

歴史』日本評論社, 61～91ページ。

前田健太郎 (2019) 『女性のいない民主主義』岩波書店。

水島治郎 (2006) 「福祉国家と移民 再定義されるシティズンシップ」宮本太郎 (編) 『比較福祉政治—制度転換のアクターと戦略』早稲田大学出版。

三好博昭 (2000) 「移民の及ぼす経済的影響」『国際公共政策研究』第4巻第2号, 77～93ページ。

望月優大 (2019) 『ふたつの日本 「移民国家」の建前と現実』講談社現代新書。

森本豊富 (2008) 「日本における移民研究の動向と展望—『移住研究』と『移民研究年報』の分析を中心に」『移民研究年報』第14巻, 23～45ページ。

山口壘 (2018) 「技能実習生受け入れに対する自治体の支援と「多文化共生」：埼玉県川口市での取り組み事例から」『移民政策研究』第10巻, 95～110ページ。

山本圭 (2021) 『現代民主主義—指導者論から熟議, ポピュリズムまで』中公新書。

若山将実・俵希實・西村洋一 (2020) 「地方自治体による多文化共生政策の選択：首長や地方議員の行動および党派性が与える影響の検証」『移民政策研究』第12巻, 80～96ページ。

Armingeon, K. and G. Bonoli (eds.) (2006) *The Politics of Post-industrial Welfare States: Adapting Post-war Social Policies to New Social Risks*, Oxon: Routledge.

Banerjee, Abhijit V., and Esther Duflo (2019) *Good Economics for Hard Times*. First edition., New York: Public Affairs (村井章子訳 [2020] 『絶望を希望に変える経済学社会の重大問題をどう解決するか』日本経済新聞出版社。).

Benhabib, S. (2004) *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Citizens*, New York: Cambridge University Press (向山恭一訳 [2006] 『他者の権利』法政大学出版会。).

Borjas, George J. (2016) *We Wanted Workers: Unraveling the Immigration Narrative*. First edition., New York, W. W. Norton & Company (岩本正明訳 [2017] 『移民の政治経済学』白水社。).

Brown, Wendy (2015) *Undoing the Demos: Neoliberalism's Stealth Revolution*. First edition. New York: Zone Books (中井亜佐子訳 [2017] 『いかにして民主主義は失われていくのか 新自由主義の見えざる攻撃』みすず書房。).

Chung, Eric (2010) *Immigration and Citizenship in Japan*, New York: Cambridge University Press (阿部温子訳 [2012] 『在日外国人と市民権—移民編入の政治学』明石書店。).

Dahl, Robert (1971) *Polyarchy; Participation and Opposition*. New Haven: Yale University Press (高島通敏・前田脩訳 [2014] 『ポリアーキー』岩波書店)。

Esping-Andersen, Gösta, Gallie, Duncan, Hemerijck, Anton, and Myles, John (2002) *Why We Need a New Welfare State*, New York: Oxford University Press.

Gilens, Martin (1999) *Why Americans Hate Welfare: Race, Media, and the Politics of Antipoverty Policy*, Chicago: The University of Chicago Press.

Guiraudon, Virginie (2000) "The Marshallian Triptych Reordered: The Role of Courts and Bureaucracy in Furthering Migrant Social Rights," in Bommers, M. and A. Geddes (eds.) *Immigration and Welfare: Challenging the Borders of the Welfare State*, Oxon: Routledge, pp.72-89.

Jacques, Olivier, and Alain Noël (2020), "Targeting within universalism," *Journal of European Social Policy*, Vol. 31 (1), pp.15-29.

Kymlicka, Will (2007) *Multicultural Odysseys: Navigating the New International Politics of Diversity*, New York: Oxford University Press.

Koser, Khalid (2016) *International Migration: A Very Short Introduction, Second Edition*. New York: Oxford University Press (是川夕・平井和也訳 [2021] 『移民をどう考えるか グローバルに学ぶ入門書』勁草書房。).

- Pierson, Paul (ed.) (2001) *The New Politics of the Welfare State*, New York: Oxford University Press.
- Powell, Benjamin (ed.) (2015) *The Economics of Immigration: Market-Based Approaches Social Science, and Public Policy*, New York: Oxford University Press (藪下史郎監訳, 佐藤綾野・鈴木久美・中田勇人訳 [2016] 『移民の経済学』 東洋経済新報社。).
- Shapiro, Ian (2006) *The State of Democratic Theory*, Princeton: Princeton University Press (中道寿一訳 [2010] 『民主主義理論の現在』 慶應義塾大学出版会。).
- Schmölders, Gunter (1965) *Allgemeine Steuerlehre*, Berlin: Duncker & Humboldt (中村英雄訳 [1967] 『租税の一般理論』 中央大学出版会。).
- Sainsbury, Diane (2012) *Welfare States and Immigrant Rights: The Politics of Inclusion and Exclusion*, Oxford: Oxford University Press.
- Schmidt-Aßmann, E. (2004) *Das allgemeine Verwaltungsrecht als Ordnungsideo: Grundlagen und Aufgaben der verwaltungsrechtlichen Systembildung*, 2. Berlin: AUFUL (山本隆司・太田匡彦・大橋洋一訳 [2006] 『行政法理論の基礎と課題』 東京大学出版会。).
- Spies, Dennis C. (2018) *Immigration and the Welfare State Retrenchment*, New York: Oxford University Press.